

平成29年度 第1回

大阪府国土利用計画審議会 会議録

日 時：平成30年1月25日（木）

午前10時～午前11時15分

場 所：大阪市中央区大手前三丁目1番43号

プリムローズ大阪3階 「高砂の間」

議 題

【審 議 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について

【その他報告事項】

大阪府国土利用計画（第五次）の評価について

平成29年度 第1回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験のある者	加我 宏之	大阪府立大学大学院教授	出	会長
2		松島 格也	京都大学大学院准教授	出	会長代理
3		石黒 暢	大阪大学大学院准教授	出	会議録署名委員
4		滋野 由紀子	大阪市立大学大学院教授	出	
5		飛田 哲男	関西大学准教授	出	
6		長島 啓子	京都府立大学大学院准教授	出	
7		松中 亮治	京都大学大学院准教授	出	
8		吉田 長裕	大阪市立大学大学院准教授	出	
9		中谷 清	大阪府農業会議会長	欠	
10		山野 千鶴子	大阪商工会議所女性会常任委員	出	
11		栗本 修滋	大阪府森林組合代表理事組合長	出	
12		阪井 一仁	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出	
13	府議会議員	西林 克敏	大阪府議会議員（維新）	出	会議録署名委員
14		うるま 譲司	大阪府議会議員（維新）	出	
15		やまのは 創	大阪府議会議員（維新）	出	
16		泰江 まさき	大阪府議会議員（維新）	出	
17		西川 のりふみ	大阪府議会議員（自民）	出	
18		橋本 邦寿	大阪府議会議員（自民）	欠	
19		肥後 洋一朗	大阪府議会議員（公明）	出	
20		内海 久子	大阪府議会議員（公明）	出	
21	市町村長を代表する者	阪口 伸六	大阪府市長会会長	出	
22	市町村長を代表する者	松本 昌親	大阪府町村長会会長	欠	
23	大阪市長	吉村 洋文	大阪市長	欠	

※ 委員23名中19名出席

平成29年度 第1回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	井出 仁雄	出	
2	都市整備部都市計画室長	柴崎 啓二	出	
3	都市整備部都市計画室計画推進課長	高岡 和久	出	
4	都市整備部都市計画室計画推進課参事	中村 純二	出	
5	住宅まちづくり部理事	芝池 利尚	欠	
6	住宅まちづくり部住宅まちづくり総務課長	明見 政治	※	臨時幹事:住宅まちづくり総務課課長補佐 平谷 忠雄
7	住宅まちづくり部都市居住課長	三崎 信顕	出	
8	住宅まちづくり部都市空間創造室長	鶴田 和幸	出	
9	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長	牧田 武一	出	
10	政策企画部戦略事業室事業推進課長	増田 将雄	※	臨時幹事:事業推進課課長補佐 宇都宮 誠
11	環境農林水産部みどり推進室みどり企画課長	仲田 博	※	臨時幹事:みどり企画課課長補佐 薬師寺 徹
12	環境農林水産部みどり推進室森づくり課長	池口 直樹	※	臨時幹事:森づくり課参事 赤井 俊夫
13	環境農林水産部農政室整備課長	森井 喜博	※	臨時幹事:整備課参事 丹後 晋哉
14	都市整備部事業管理室長	山田 順一	※	臨時幹事:事業企画課参事 山本 将史
15	都市整備部交通道路室道路整備課長	尾花 英次郎	※	臨時幹事:道路整備課主査 三宅 敦
16	都市整備部河川室河川整備課長	美馬 一浩	※	臨時幹事:河川整備課課長補佐 富井 浩一
17	都市整備部都市計画室公園課長	井上 泰正	出	臨時幹事
18	都市整備部港湾局計画調整課長	戸田 雅文	※	臨時幹事:計画調整課課長補佐 西端 薫
19	政策企画部戦略事業室空港・広域インフラ課長	大西 秀紀	※	臨時幹事:空港・広域インフラ課総括主査 中村 美智代
20	商工労働部成長産業振興室立地・成長支援課長	川口 雅子	※	臨時幹事:立地・成長支援課課長補佐 今村 洋

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

目 次

1 開会.....	1
2 会長選出.....	5
3 会長職務代理者の指名.....	7
4 署名委員の指名.....	7
5 審議案件「大阪府土地利用基本計画の変更について」	8
6 その他報告事項「大阪府国土利用計画(第五次)の評価について」	19
7 閉会.....	36

1 開 会

午前10時

【司会】 お待たせいたしました。只今から、平成29年度第1回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます、都市計画室計画推進課の奥林と申します。よろしく申し上げます。

本日は、現委員数23名の方々のうち、19名の委員の御出席をいただいております。大阪府国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、審議会の開会にあたり、都市整備部長から御挨拶を申し上げます。

【井出 都市整備部長】 大阪府の都市整備部長の井出でございます。本日はお忙しい中、本審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、大阪府の都市整備行政の推進に多大なる御理解、御協力を賜りまして、本当にありがとうございます。

本審議会におきましては、昨年度、「にぎわい・活力ある大阪」「みどり豊かで魅力ある大阪」「安全・安心な大阪」というような三つの土地利用の将来像を柱とした大阪府国土利用計画（第五次）について、御審議をいただいたところです。この第五次計画におきましては、人口減少社会、超高齢社会を迎え、また東日本大震災や熊本地震での甚大な被害を踏まえ

た大阪の都市にふさわしいコンパクトシティを見据えたネットワーク型都市構造の強化や、昨今の自然災害の教訓を反映した減災の考え方の導入など、新たな時代に合った考え方をお示しいただきました。深く感謝申し上げます。

本府といたしましても、この新たな国土利用計画のもと、大阪・関西の成長と府民の安全安心の確保の実現に向け、都市のインフラの適切な整備、維持管理に取り組み、東西二極の一極を担う大阪の実現につなげてまいります。

本日は、大阪府国土利用計画の改定等に伴う大阪府土地利用基本計画の変更に関する御審議と、只今申し上げました大阪府国土利用計画（第五次）の推進に向けた進捗管理の方法について、御意見を賜りたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

さて、現在、大阪府では、成長の大きなインパクトにもなる、2025年の国際博覧会の誘致を目指しております。子供からお年寄りまで誰もが生き生きと暮らせる健康で豊かな社会を大阪・関西から実現し、世界に広めていくことが私たちの目指しております2025年の万博の姿でございます。今年、秋にはいよいよ開催地が決定されます。皆様と一緒にオールジャパンで誘致を勝ち取りたいと考えておりますので、応援方どうぞよろしくお願いいたします。

結びになりますが、本日、御出席の皆様の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございました。

続きまして、本日、御出席いただいております委員の皆様を御紹介いたします。

まず、学識経験者の委員を御紹介します。

石黒委員でございます。

【石黒 委員】 石黒でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 加我委員でございます。

【加我 委員】 加我でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 滋野委員でございます。

【滋野 委員】 滋野でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 飛田委員でございます。

【飛田 委員】 飛田です。よろしくお願いいたします。

【司会】 長島委員でございます。

【長島 委員】 長島でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 松島委員でございます。

【松島 委員】 松島でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 松中委員でございます。

【松中 委員】 松中でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 吉田委員でございます。

【吉田 委員】 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 山野委員でございます。

【山野 委員】 山野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 栗本委員でございます。

【栗本 委員】 栗本です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 阪井委員でございます。

【阪井 委員】 阪井でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、府議会議員の委員の方を御紹介します。

西林委員でございます。

【西林 委員】 西林です。よろしく申し上げます。

【司会】 やまのは委員でございます。

【やまのは 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 うるま委員でございます。

【うるま 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 泰江委員でございます。

【泰江 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 西川委員でございます。

【西川 委員】 西川でございます。よろしく申し上げます。

【司会】 肥後委員でございます。

【肥後 委員】 肥後でございます。よろしく申し上げます。

【司会】 内海委員でございます。

【内海 委員】 内海でございます。よろしくお願いたします。

【司会】 続きまして、大阪府市長会会長の阪口委員でございます。

【阪口 委員】 阪口でございます。よろしく申し上げます。

【司会】 御紹介は以上でございます。

それでは、最初に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の配布資料一覧をご覧ください。資料は6点ございます。

①配布資料一覧及び委員配席表、両面になっております。

②大阪府国土利用計画審議会条例及び規則、ホチキス止めにしております。

③議題及び委員・幹事名簿、これもホチキス止めにしております。

④資料1 平成29年度第1回大阪府国土利用計画審議会議案書。

⑤資料2 大阪府土地利用基本計画の変更について説明資料。

⑥資料3 大阪府国土利用計画P D C A検討シート。

以上でございます。

なお、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」を印刷したもの、大阪府国土利用計画（第五次）の冊子を補助資料としてお手元に配布させていただきます。

漏れている資料は、ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

2 会長選出

それでは、議事に入らせていただく前に、本審議会は、学識経験者の委員改選後、初めての審議会となります。大阪府国土利用計画審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験者の委員の中から会長を選出する必要があります。

僭越ではございますが、私が、会長選出の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

会長の選出につきましては、推薦方法とさせていただきます。

委員の皆様、御推薦ございますでしょうか。

お願いします。

【松中 委員】 僭越ではございますが、これまでの実績、経験、この審議会の審議の継続性、これらを考慮しまして、加我委員を、会長に御推薦申し上げたいと思います。

【司会】 只今、加我委員を会長に推薦したいという御意見がございましたが、他に御意見はございませんでしょうか。

他に御意見がないようですので、御推薦のありました加我委員を会長に選出することにつきまして、御異議ございませんか。

『異議なしの声』

御異議がないようですので、加我委員に会長をお願いしたいと思えます。

それでは、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第1項において、会長が議長になると定められておりますので、以降の議事は、加我会長に進行をお願いします。

なお、大阪府国土利用計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長が職務代理者を指名することとなっております。

加我会長には、就任の御挨拶とあわせまして、職務代理者の御指名をお願いします。

では、加我会長、議長席へお願いします。

【加我 会長】 改めまして、只今、委員の皆様方より、会長に御推挙いただきました大阪府立大学の加我でございます。

大阪府国土利用計画の審議にも携わらせていただきまして、先ほどの御挨拶にもありましたように、大阪のにぎわい・活力、また安全安心な、さらに加えて、自然との触れ合い、自然豊かなみどりある大阪を目指す上で、この審議会で審議します大阪全体の土地利用の計画であったり、調整であったり、さらにその変化に伴うことによって発生していることの検証というのは非常に重要な審議になろうかと思えます。微力ながら、皆さんの活発な御意見をいただきながら、審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、今後とも皆様方の御指導、御支援をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

3 会長職務代理者の指名

では、議事に入る前に、会長の職務代理者の指名を承ってございますので、行いたいと思います。

大阪府国土計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長の職務代理者については、あらかじめ会長が指名することになってございます。私としましては、土地利用計画の御専門でもございます松島委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

『異議なしの声』

それでは、松島委員に会長代理をお願いしたいと思います。

松島委員、一言御挨拶をお願いします。

【松島 委員】 只今、御指名にあずかりました松島でございます。皆様方の御指導のもと、加我会長を支えてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【加我 会長】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
それでは、只今から、議事に入ります。

4 署名委員の指名

【加我 会長】 はじめに本日の会議録の署名委員を決めさせていただきたいと思います。

会議録の署名委員は、審議会規則第5条第2項の規定により、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、誠に僭越ではございますが、私から、次のお二人の委員にお願いしたいと思います。

まず、学識経験者の委員からは、石黒委員に、また府議会議員の委員か

らは、西林委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

5 審議案件「大阪府土地利用基本計画の変更について」

説明・質疑

【加我 会長】 それでは、只今から、平成29年度第1回大阪府国土利用計画審議会の議事に入ります。

本日の内容としましては、審議案件が1件、その他報告事項が1件となっております。

まず、審議案件としまして、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更」についてでございます。内容について、幹事に説明をさせます。

【幹事 中村計画推進課参事】 都市計画室計画推進課参事の中村でございます。よろしくお願ひいたします。

第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更」ですが、土地利用基本計画は計画書と計画図から成り立っており、国土利用計画の変更に基づく計画書の変更と農業地域や森林地域の縮小に係る計画図の変更とを一括して取扱いさせていただき、御審議いただきます。

はじめに、計画書の変更について、御説明いたします。

議案書の5ページから計画書18ページまで及び説明資料の1ページから8ページまでをご覧ください。

まず、土地利用基本計画の概要について、御説明いたします。

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画を基本として、都道府県が策定するものでございます。

計画書は、法律や通達により、「1 土地利用の基本方向」、「2 五

地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」、「3土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画」を定めることとなっております。

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域について定め、個別の土地利用規制法に基づく各計画の上位計画として、行政内部の総合調整の役割を果たします。

また、土地取引規制、開発行為の規制、遊休地に関する措置等を実施するに当たっての基本となる計画でございます。

次に、大阪府国土利用計画及び大阪府土地利用基本計画の位置付けでございます。

大阪府国土利用計画については、国において国土形成計画と一体的に作成される国土利用計画の全国計画を基本として、府の関係計画と整合を図りながら、人口減少・超高齢社会への対応、防災機能の強化、ネットワーク型都市構造の強化などに主眼を置いて、平成29年3月に大阪府国土利用計画（第五次）として策定したところでございます。

また、大阪府土地利用基本計画は大阪府国土利用計画を基本として策定することとなります。

なお、大阪府都市計画区域マスタープランは大阪府国土利用計画に適合する形で定めることとなり、土地利用規制にかかる個別法は大阪府土地利用基本計画に即して行うこととなります。

大阪府土地利用基本計画ですが、計画書の「1 土地利用の基本方向」については、平成29年3月に大阪府国土利用計画（第五次）を策定したことから、この第五次計画で定めた「土地利用の基本理念」「土地利用の将来像と基本方針」と同一の内容を記載しております。

まず、「土地利用の基本理念」について御説明致します。

大阪府の土地利用の特性と致しまして、「人口、経済、産業が比較的高度に集積しており、交通インフラ等の都市基盤も充実していること」、また、「歴史、文化、観光資源が豊富で、都市が周辺山系や大阪湾といった自然と近接していること」などがあげられます。

これらを踏まえた「土地利用の基本理念」でございますが、「これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史的資源、都市基盤のストックなどを活かしながら、公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と府域の発展を図り、ひいては関西圏、国土の成長にも寄与する。」としております。

こうした基本理念を平成29年3月に大阪府国土利用計画（第五次）で定めたことから、土地利用基本計画に同一の内容を記載するものでございます。

次に、「土地利用の将来像と基本方針」でございます。

国土利用計画に掲げた3つの将来像の一つ目については、大阪・関西が強みを有する環境・新エネルギー産業や健康・医療研究機関を強化し、質の高い都市機能を集積するとともに、コンパクトで一体の都市を形成している大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化等により、「にぎわい・活力ある大阪」を目指すこととしております。

次に、二つ目でございますが、豊富な観光資源との連携等を進め、多様な魅力を備えた都市空間を創造するとともに、多面的機能を有する農空間の保全、良好なみどり空間の創出等により、「みどり豊かで魅力ある大阪」を目指すこととしております。

最後に、三つ目ですが、東日本大震災等の教訓を踏まえ、様々な自然災害を全て防ぐことは困難であるとの考えの下、減災の考えに基づき、ハード対策とソフト対策を適切に組合せ、都市の防災機能の強化を通じ、災害

に強い都市の構築等を図ることで、「安全・安心な大阪」を目指すこととしております。

こうした将来像と基本方針を平成29年3月に大阪府国土利用計画（第五次）で定めたことから、土地利用基本計画に同一の内容を記載するものでございます。

土地利用基本計画で定める「1 土地利用の基本方向（2）土地利用の原則」につきましては、主に「五地域区分の定義」を記載しており、また、「2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」につきましては、国の考え方に変更がなく、その他変更を要する特段の理由もないため、今回変更はございません。

「3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画」でございますが、「相当規模にわたる面的広がりを持つ、公的機関を主体とする開発保全整備計画」として、「大阪国際空港周辺整備計画」を位置付けているところでございます。

「新関西国際空港株式会社」から「関西エアポート株式会社」への運営権譲渡に伴い、整備計画の事業主体を変更するものでございます。

土地利用基本計画書の変更に係る内容につきましては、以上でございます。

続きまして、大阪府土地利用基本計画の変更のうち、農業地域の変更についてでございますが、土地利用基本計画では、先ほどの土地利用基本計画書とは別に、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域について定め、計画図として、5つの地域の範囲を5万分の1の図面に示しております。

そこで、案件の説明に入る前に、まず、5地域の指定の考え方について、御説明させていただきます。

都市地域は、「一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある地域」で、都市計画法に基づく「都市計画区域」に相当する地域でございます。

農業地域は、「総合的に農業の振興を図る必要がある地域」で、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域」に相当する地域でございます。

森林地域は、「林業の振興、又は森林の有する災害防止、水源涵養などの諸機能の維持増進を図る必要がある地域」で、森林法に基づく「国有林」及び、「地域森林計画」対象の民有林」の区域に相当する地域でございます。

自然公園地域は、「優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域」で、自然公園法に基づく「自然公園」に相当する地域でございます。

自然保全地域は、「自然環境の保全を図る必要がある地域」で、自然環境保全法に基づく「大阪府自然環境保全条例」による「大阪府自然環境保全地域」に相当します。

これらの考え方にに基づき指定された5つの地域の規模は、審議会開催前時点で、お示ししている表の通りとなっております。

この図は5つの地域の指定の状況を概念的に示したものでございます。大阪府は、ほぼ全域が都市地域となっているため、複数の地域区分が重複して指定されるエリアが生じます。本計画においては、この重複するエリアにおける土地利用に関する調整、指導の方針を定めております。

例えば、①「市街化調整区域である都市地域」と「農用地区域以外の農業地域」とが重複する場合は、計画的な都市化が担保される場合等に限り、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市

的な利用も認めます。

②「市街化区域である都市地域」と「保安林区域以外の森林地域」とが重複する場合は、原則として、都市的な利用を優先するが、森林の有する多面的機能の保全に努めます。

それでは、「大阪府土地利用基本計画の変更（農業地域の縮小）」について、御説明いたします。

議案書の29ページ、及び説明資料の11ページ以降の整理番号1をご覧ください。

高槻農業地域の縮小について、御説明いたします。

対象となる高槻市の成合南地区は、高槻市の東部、新名神高速道路高槻インターチェンジの南側に位置しております。画面のオレンジ色の部分が、現況の「農業地域」でございまして、このうち、赤色の部分を縮小するものでございます。

本区域は、高槻インターチェンジ直近に位置する立地特性を活かした計画的な市街地の形成を目的に、市街化区域への編入を予定しております。

本区域については、現在、市街化調整区域でございしますが、平成27年度に都市計画の区域区分の一斉見直しの際に保留フレームを設定しており、今般、計画的な市街化の目途が立ったため、本年2月に開催予定の都市計画審議会で、保留フレームを解除し、市街化区域へ編入することについて審議される予定となっており、それに先立ち、本審議会において、農業地域の縮小を御審議いただくものでございます。

これにより、「農業地域」約14ヘクタールを縮小するものでございます。この変更によりまして、説明資料の10ページの総括表にございます通り、「農業地域」は32,445ヘクタールから、約14ヘクタール減少し、32,431ヘクタールとなります。

続きまして、「大阪府土地利用基本計画の変更（森林地域の縮小）」について、御説明いたします。

「森林地域」における開発については、「斜面崩壊や水害発生に対する対策」、「下流域の水の依存地域における水の確保」、「開発地周辺の環境悪化防止のための残置森林の確保」など、森林法に基づく審査基準を満たしているものについて、許可しなければならないこととなっております。

こうしたことから、本審議会における「森林地域」の変更の取扱いについてでございますが、「森林地域」における開発については、森林法に基づく開発の許可及び当該許可に基づく開発行為がいずれも本審議会に先立って行われることを踏まえ、平成22年度第2回の本審議会におきまして、「森林地域」の変更については報告案件として取扱うことと整理いただいております。

今から御説明する3案件につきましては、開発の完了を確認しておりますことから、本審議会に報告し、これをもって土地利用基本計画を変更するものでございます。

それでは、「森林地域の縮小」の3案件について、御報告させていただきます。

議案書32ページ及び説明資料の11ページ以降の整理番号2をご覧ください。

「高槻森林地域の縮小」について御説明いたします。

対象となる高槻市の成合南地区は、高槻市の東部、新名神高速道路高槻インターチェンジの南側に位置しております。画面の緑色の部分が、現況の「森林地域」でございまして、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。

大阪府により高槻インターチェンジへの取付け道路の整備が行われてお

り、これにより、「森林地域」約3ヘクタールを縮小するものでございます。

続きまして、議案書の33ページ及び説明資料の11ページ以降の整理番号3をご覧ください。

茨木森林地域の縮小のうち、1案件目について、御説明いたします。

対象となる茨木市の大字大門寺地区は、茨木市の東部に位置し、高槻市との境界付近に位置しております。画面の緑色の部分が、現況の「森林地域」でございまして、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。

ゴルフ場の跡地を利用して、黒枠の区域で住宅地の開発が行われたことを受け、「森林地域」約2ヘクタールを縮小するものでございます。

続きまして、議案書の34ページ及び説明資料の11ページ以降の整理番号4をご覧ください。

茨木森林地域の縮小のうち、2案件目につきまして、御説明いたします。

対象となる茨木市の彩都中部地区は、国際文化公園都市「彩都」の中部地区でございます。画面の緑色の部分が、現況の「森林地域」でございまして、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。

国際文化公園都市特定土地区画整理事業により、事業用地等の造成が行われており、これにより、「森林地域」約5.9ヘクタールを縮小するものでございます。

これら3案件の変更によりまして、説明資料の10ページの総括表にございますとおり、森林地域は55,509ヘクタールから約6.4ヘクタール縮小し、55,445ヘクタールとなります。

なお、本日、御説明させていただいた土地利用基本計画（案）につきましては、府内市町村および国土交通省を始めとする関係省庁との事前調整を踏まえたものでございます。

説明は以上でございます。

【加我 会長】 では、只今の説明につきまして、御意見、御質問を受けたいと思います。御意見、御質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

【栗本 委員】 資料1の計画書6ページなんですけれども、CO₂の吸収源対策として云々と書いていまして、その次の行なんですけど、「森林の質の向上を目指し」と書いているんですが、森林の質の向上というのは、具体的にどういうことなのかということをお願いしたいと思っております。

実は、昨年度より大阪府におきましては、森林環境税を導入され、私も森林組合としては、本当にありがたく思っております。場所によりましては、木材の生産機能よりも森林の防災機能を発揮するような森林経営に展開をして、府民の方々の安全安心に寄与していこうと、こういうふうを考えているところなんですけれども、ここに書かれております「森林の質の向上」というのは、どういうことを指しているのかということをお願いしたいと思っております。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 赤井森づくり課参事】 環境農林水産部森づくり課の赤井と申します。

今、御質問のありました「森林の質の向上」の考え方でございますけれども、1つは、人工林につきましては、間伐等の手入れが遅れているということで、土砂災害防止機能や水源涵養機能が低下するおそれがございますので、そういった森林につきましては、積極的な間伐等を実施して、公益的機能の維持増進を図るという考え方かと思っております。

それと、先ほど栗本委員からもお話がございましたとおり、昨年度から

森林環境税を活用させていただきながら、森林の防災機能を高めるという
ような取り組みをさせていただいております。その一つとしまして、昨今、
全国的にも非常に異常な集中豪雨によりまして山の崩壊、土砂が崩壊する
のとあわせまして、立っている木が下流に流れ出すというような現象があ
ちこちで見られてございます。なかなかそれを全部防ぐのは難しいんです
けれども、減災という考え方で、そういう崩壊等が発生したときに一緒に
流れ出す危険のあるような樹木、溪流沿いの木が中心になるんですけれど
も、そういう危険性のあるものをあらかじめ切っておくというような取り
組みもさせていただいております。

そういう間伐でありますとか、危険木の除去等を合わせながら、安全安
心に資するような森林の質の向上に取り組んでいくという考え方でござい
ます。

【加我 会長】 いかがですか。

【栗本 委員】 ありがとうございます。私どもの方針と一致しており
ましたので安心しました。ありがとうございます。

【加我 会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見等、ございませんでしょうか。

どうぞ。

【松島 委員】 松島でございます。

個別案件の中の農業地域について御質問したいと思います。

只今、御説明いただいた農業地域の縮小の件につきましては、恐らく今、
前で御説明いただいた21枚目のスライドの例に挙げていただいている都
市地域と農業地域が重複した区域というところに該当するのではないかと
思うんですが、そちらには、土地利用の現況に留意しつつ調整を図りなが
らということで、御説明の中でたしか都市化が担保される、要はこれから

市街化区域に入る予定だという話がありますので、そこについては、この旨でわかったんですが、御参考までに、土地利用の現況が今どういった形で農業をやられているかというところについて、あわせて御説明いただくとありがたいんですけども。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 中村計画推進課参事】 お答え申し上げます。

25ページのスライドのほうに実は現況のスライドもございまして、少し見てわかりづらいところもあるんですけども、本当に普通に畑なりが耕されて、営まれている、そういう状況になってございます。あと農地が当然多いところでもありますけれども、あと集落的な住宅ですとか、医療施設、それから道路といったものがこの範囲内に立地しているような、そんな状況になってございます。

【加我 会長】 よろしいですか。

【松島 委員】 そうしますと、例えば議案書の中にあるような、農業生産量が高いであるとか、公共投資の対象になったというような地域には該当しないというふうに判断してよろしいということでしょうか。

【幹事 中村計画推進課参事】 そうですね、相対的な話にはなっていますが、普通に農業を営んでいらっしゃるというところで、そこは一定の生産量は確保されているとは思いますが、新名神高速道路という国家プロジェクト的な大規模工事も行われておりまして、そういったポテンシャルを有効に活用するという意味で、産業的な土地利用を図っていくようなことを考えて、こちらのほうで土地区画整理事業等での基盤整備も行われる予定になってございますので、比較したときに、都市的な利用のほうが優先されるべきというような判断になろうかと思えます。

【松島 委員】 ありがとうございます。

【加我 会長】 ありがとうございます。他に御意見、ございませんでしょうか。

ないようですが、いただきました御質問、二つともこれから土地利用を考えていく上で、今までは量的にコントロールするということだったと思いますが、今後はその上に乗っかっている質ですね、どのような状況なのかというようなこと、どういうようなことが起こっているのかというようなことも重要な視点かと思っておりますので、そういったことについて、皆さんと審議ができればと思っております。

そういう面でも次の案件にございます進捗管理が重要になってこようかと思っております。

では、御意見、御質問がないようですので、表決に入ります。本議案を原案どおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

『異議なしの声』

御異議がないようですので、原案どおり可決します。

本日、御審議いただきました議案につきましては、直ちに必要な手続を進めさせます。

6 報告案件「大阪府国土利用計画（第五次）の評価について」 説明・質疑

それでは、次に大阪府国土利用計画（第五次）の評価について、報告がございました。

内容について、幹事に説明させます。

【幹事 中村計画推進課参事】 続きまして、報告事項としまして、「大阪府国土利用計画（第五次）」のP D C Aの実施について御説明いた

します。

国土利用計画は概ね10年間の長期計画であり、その間の社会経済情勢の変化などにも十分対応しつつ、確実に計画を推進していく必要があります。このため、大阪府国土利用計画（第四次）では、個別計画に基づく施策の推進による土地利用区分ごとの面積目標の達成状況を点検・評価し、必要に応じて、施策の見直しを進めるためにPDCAサイクルによる検証を実施しておりました。

平成29年3月に策定いたしました大阪府国土利用計画（第五次）につきましても、引き続き、PDCAサイクルによる検証を実施して参りたいと考えております。

PDCAサイクルによる検証にあたりましては、大阪府国土利用計画（第四次）において実施しております、土地利用区分ごとの面積を把握し、目標の達成状況を点検・評価することに加え、大阪府国土利用計画（第五次）でも定めていますように、質的な観点も含めて総合的に実施したいと考えております。

このため、「将来像の実現に向けた指標」「面積を補足する関連指標」なども把握しながら、実施していきたいと考えております。

大阪府国土利用計画（第五次）においては、「にぎわい・活力ある大阪」「みどり豊かで魅力ある大阪」「安全・安心な大阪」の「3つの将来像」を掲げております。

これら3つの将来像の達成状況を把握する指標として、例えば、「大阪が賑わいのある楽しいまちだと思っている全国の人々の割合」「みどりがあると感じる割合」「みどりに触れた府民の割合」「大阪が災害に強いまちだと思っている府民の割合」など府民意識の状況を把握し、点検・評価することができるのではないかと考えております。

また、土地利用区分ごとの面積目標の達成については、従来より実施しております面積の把握と併せて、関連する指標により、面積目標と実績値との間に大きな乖離が生じた際に、その要因分析や質的評価を実施して参りたいと考えております。

関連指標については、随時データを収集することとし、計画の中間年に当たる平成34年度には、評価を実施し、今後の対応の検討に活用して参りたいと考えております。

今回は、国土利用計画（第五次）の面積目標と実績値の間に、現時点で乖離が見られないことから、国土利用計画（第四次）において面積目標と大きな乖離が見られた「農地」、「住宅地」、「工業用地」について、質的な観点も含めた評価に係る検討を試行的に実施してみましたので御説明いたします。

まず、「農地」についてですが、具体的にデータをご覧いただきます。

国土利用計画（第四次）の目標年次である平成19年から32年までの間のうち、データが公表されている平成27年までの農地面積の実績値をお示ししておりますが、一貫して減少するだけでなく、進捗管理値を大きく下回る減少となっております。

次に、例えば、「新規就農者数」を見てみますと、「新規就農者数」については、年々、増加している状況でございます。新規就農者の参入により、良好な農空間が保全され、特に農地の有する生産機能の向上が見込まれます。次に農業の「府内生産額」を抽出したのが、お示したグラフでございます。こちらも国土利用計画（第四次）の計画期間において、新規就農者の増加と歩調を合わせるように増加しており、こうしたことから、農地面積は減少しても、新規就農者の増加により、良質な農空間が保全、拡張され、特に農地の生産機能が高まった結果、「府内生産額」も増加し

たものと推測されますが、まだ、データ数が少ない状況もございますので、引き続き、データを把握し、検討していきたいと考えております。

ただ、農地の質、例えば生産機能の面につきましては、「新規就農者数」や「府内生産額」といった指標が質的評価指標の一例となり得るのではないかと考えているところでございます。

次に、「住宅地」についてですが、具体のデータをご覧いただきます。

国土利用計画（第四次）の目標年次である平成19年から32年までの間のうち、データが公表されている平成27年までの住宅地面積の実績値をお示ししておりますが、一貫して増加するだけでなく、進捗管理値を大きく上回る増加となっております。

次に、例えば、建築時期については、昭和56年に旧耐震基準から新耐震基準に替わったことから、昭和56年を境に2つのデータに分け、昭和55年までの住宅戸数を青色で、また、昭和56年以降の住宅戸数を赤色で示しております。このグラフによりまして、平成10年から平成25年にかけて、旧耐震基準の住宅が約62万戸減少し、新耐震基準の住宅が約93万戸増加していることがご覧いただけるかと思えます。

つまり、住宅地の面積は増加しておりますが、住宅の耐震性という面では、「新耐震基準の住宅」が増加し、また、「旧耐震基準の住宅」の除去、更新も進展していることから、一定改善されつつあるものと考えられます。

そこで、今後、「住宅地」につきましては、防災性という質の把握に「建築時期別住宅戸数」といった指標が質的評価指標の一例となり得るのではないかと考えているところでございます。

最後に、「工業用地」についてですが、具体のデータをご覧いただきます。

国土利用計画（第四次）の目標年次である平成19年から32年までの

間のうち、データが公表されている平成27年までの工業用地面積の実績値をお示ししておりますが、長期的なトレンドとしては減少傾向にあり、増加を目標とする進捗管理値と大きく乖離しております。

次に、関連指標の一例でございますが、産業についての第一義的な指標として「製造品出荷額」を見てみますと、リーマンショックが発生した平成21年に大幅に減少しておりますが、小巾な増減を繰り返しながら、長期的なスパンでは増加傾向にあるかと考えております。併せて、「事業所数」についてもお示ししておりますが、こちらは、長期的なスパンでは減少傾向にあるものと考えております。

こうしたことから、「事業所数」の減少とともに工業用地面積も減少しておりますが、工業用地の生産機能については、府域全体として見ると、一定保たれているということかと推測しております。

ただ、「工業用地」につきましては、9つの土地利用区分のうちでも、特にリーマンショック等、景気を始めとする社会経済情勢の影響を受けやすいものと考えられますので、引き続き、データ収集に努めながら、慎重に検討を続けていきたいと考えております。

今回は、土地利用区分のうち、「農地」、「住宅地」、「工業用地」について、事務局で検討しております関連指標例をご覧いただきましたが、残りの土地利用区分についても、既存の統計調査や大阪府の各種施策の計画において示されている指標を基本に検討を進めており、その一例をパワーポイントにてお示ししております。

本日は資料3として、お手元に、平成25年以降の土地利用区分ごとの面積をまとめた「大阪府国土利用計画PDCA検討シート」を配布させていただいており、そちらにも例示させていただいておりますが、本日、いただきます御意見等を踏まえ、今後、引き続き、土地利用区分ごとの面積

を補完する関連指標を検討し、適切な指標の抽出や、質的・総合的な評価へとつなげて参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

【加我 会長】 只今の説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

【松島 委員】 京都大学、松島でございます。

非常に先進的な取り組みだと思ひまして、私も幾つかの、実際、こういったものをお手伝いさせていただいているんですが、非常にこういった形で進捗管理をやっているというのはなかなか見ないので、すばらしいなと思ひて、初めて伺いました。恐らく前回、昨年度までの委員会の中で議論されたんじゃないかとは思ひんですが、ちょっと基本的なところを教えてください。

今の御説明の中で進捗管理値というのが出てきたわけですが、それをどういうふうに定められたかというところですか。トレンドを追うというか、それに恐らく関係するのは、国土利用計画（第五次）の中に書かれているような区分ごとの目標というのがありますので、それに基づいてということだと思ひますけれども、例えば、今、例を挙げて御説明いただいた農地については、国土利用計画（第五次）中の33ページにあるんですけれども、「多面的な機能の発揮を目的として適切に保全・活用を推進します」と。ただし、その中略しますが、「一定の減少を見込みます」ということなんです。これは、一定の減少するのを目指しているのか、それともどういふ想定をされているのかということなんです。

それと先ほど見せていただいたグラフの中の進捗管理値というのを、どのように計算されているのかということについて、教えていただけますで

しょうか。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 中村計画推進課参事】 御質問いただき、ありがとうございます。目標値の設定につきまして、お手元に大阪府国土利用計画（第五次）の冊子をお配りさせていただいているかと思うんですけれども、34ページですとか、36ページのところに、それぞれ目標値の表がございまして、その下に算定方法というものを記載させていただいております。

例えば、わかりやすいところで言いますと、②の森林について34ページの算定方法のところに記載がございすけれども、小規模な開発を含む面積減少のすう勢の予測値というのが基本でございまして、幹線道路、ダムや事業計画がおおむね確定している住宅地開発として、彩都、箕面森町等があるんですけれども、これらの完了に伴う減少、さらに開発抑制等の施策による減少抑制の想定値を加味して設定ということで、基本的なところは、トレンドを見ながら、あとは大規模な事業等というところを加味して、かつそれぞれ農地とか森林であれば、基本は保全していきましようというような方向性を出しておりますので、保全に向けた取り組みというところを加味して、目標値を設定させていただいております。

ですので、進捗管理値につきましても、それぞれの大規模事業というところは、それぞれ年度ごとである程度把握をしている部分は反映しながら、その増加減少というところは入れているんですけれども、あとの部分につきましては、トレンドのところになってまいりますので、毎年毎年の按分というんですかね、十数年であれば、十数年ごとの按分ということで設定をさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

【加我 会長】 よろしいでしょうか。

【松島 委員】 そうすると、私が伺いました農地については、基本的

にはトレンドをよしとするという、特に、例えばこの中で大きな政策、極端に増やすとか、極端に減らすみたいなことは、今後、この39年までの間には想定はされていないというふうに解釈していいかということでしょうか。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 中村計画推進課参事】 おっしゃっていただいているとおりでございます。基本的には保全という方向性を持ちながら、ここでも道路等との公共事業用地とか、計画的な産業系土地利用という転換というところだけは、そちらのほうとは調整を図りながら、基本的にはトレンドに基づく減少ということを想定しているところでございます。よろしくお願いいたします。

【加我 会長】 他にございませんでしょうか。

どうぞ。

【栗本 委員】 今回の質問に関連してなんですが、そうしますと、農地の評価になりますと、例えば、農地は大雨のときに水をためる貯留機能とか、それから災害のときに避難する空間でありますとか、生物の多様性とか、そういった機能を持っているわけで、減少したことによって、ここはそんなに機能のないところだから大丈夫とか、ここは非常に重要な農地のところなんだとか、そういった先ほどの質的なものが加味されると思うんです。そういった評価もきちんとやっておくことによって、今後、その農地が今回の高槻市の成合なんかでもそうですが、市街化区域になるところには、1つ公園でこういう機能を持ったらどうかとかいったような検討ができますので、そういうこともぜひこの評価の中で考えていただけたらいいのではないかなというふうに思いました。

【加我 会長】 ありがとうございます。

幹事、いかがですか。

【幹事 中村計画推進課参事】 御質問、御意見いただきましてありがとうございます。先ほどは生産機能に特化したような事例を御説明させていただいたんですけれども、お示しいただいたような災害のときの避難地に使うとか、生物多様性とかといった質のところというのは、まだ事務局のほうも検討が至っておりませんので、今いただいた御意見を参考にさせていただいて、また検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【加我 会長】 よろしいですか。

【阪口 委員】 市町村の立場と申しますか、お話を伺って、おもしろいなと思って聞いておったんですけれども、高石市は臨海部はコンビナートがありまして、おかげさんで今、いわゆる製造輸出額は、平成19年ぐらいが4,000億円ぐらいだったのが、9,000億円ぐらいまで上がっています。ちょっと今、下がって7,000億円ぐらいまで来ているんですけれども、要するに、時代時代と申しますか、景気の動向によって、いろいろ変化があると。例えばプラントなんかもう50年ぐらいたっているんですけれども、古いやつは当然老朽化して、次、更新していくと。だから、それを地元市町村としては、設備投資減税とか固定資産税の償却資産もちょっと減税したりとか、いろんな支援をしながら、企業さんと密接にやっていくと。それで、空いたスペースにもまたプラントが出てくるというふうな、そういう日々、ソフト面と申しますか、支援をさせていただいていております。

ただ、先般、大阪府農業会議でなにお農業賞というのをやっておられて、富田林市さんでしたか、若い子ですけれどもトマトのハウス栽培か何かを、イタリア料理店とタイアップして一生懸命やっておられて、すばらしい若

者がふえてきたなと思っていて、それも当然、富田林市さんなり、各市町村でそういう育成をされていると思うんです。恐縮ですけども、面積も大事なんですけど、我々市町村側の課題として、それを育成していくというか、そのところもこれは産業も、あるいはまたそういう農業も同じ共通している点があるのかなと感じました。これは質問でも何でもなく、私、1つの立場として、もちろん各大阪府の関係する部局とも連携しながら、審議会の先生方にもお力添えいただいて、頑張らせていただきたいという意見です。

以上です。御答弁は結構です。

【加我 会長】 幹事のほう、いかがですか。

【幹事 丹後整備課参事】 環境農林水産部農政室整備課、農政を担当している部局でございます。

農地の減り具合、すう勢について、依然、大きく下がっているという中で、そこは政策効果をにらんで抑制していくという中で取り組んできているところでございます。平成20年に条例をつくりまして、なぜかと申しますと、当時、農地の12%が遊休農地ということがございましたので、しっかりと農地を使っていけるように遊休農地を解消しようということでも取り組んでまいりました。それ以降、農家の数はしっかりと確保していきながら、農地を守るということでもやってまいりましたが、現在、担い手農家の戸数が25年間と比べて、4,000人減っております。この内部構造としましては、15歳から64歳が6,000人減って、65歳以上の方が2,000人増え、超高齢化をしております。

近年のトレンドとしましては、75歳以上の方がこれまで増える一方でしたが、最近のデータでは減少に転じており、今後、加速的に担い手が減るだろうという中、しっかりと農地を産業として使っていけるようにしな

いといけないということで、昨年、8月に新たな農政アクションプランというのを策定いたしました。その中で新たな産業として、今、阪口委員からもありましたが、全体として農家は減っておりますが、例えば、1,500万円以上の農家を見ますと、府内の総売り上げは10年間で1.4倍になっています。戸数も減ってございません。1ヘクタール以上の経営規模の農家の農地の面積も増えています。集積が進んでいるということになります。成長産業化させていくという中で、農業を産業として土地利用を選んでもらえるようにしながら、しっかり均衡ある土地利用が図られるようにしていきたいということで、そういう施策を打ちながら、農地減少の抑制に取り組んでいきたいとに考えております。

以上です。

【長島 委員】 京都府立大学の長島です。

今お話をお聞きしている中で、現段階で結局それぞれの土地利用ですね、何を狙いたいのかというのが、私が初めてだからというのも恐らくあるかなと思うんですが、ちょっと見えてこないところがございまして。例えば、農地なら、面積を維持しているだけではだめだから、質的な評価が必要だなという話で、ただ、その中でもいろんな農地の政策というのがあると思うんですね。今の話ですと、高齢化が進んでいると。じゃあ、若手の人を増やしていかないといけませんねということであれば、その若い人がどれだけ就農し始めたのかという指標が必要になってくるということだと思っと思うんですね。先ほどの生物多様性というお話についても、農地で生物多様性を維持していきたいんだという目標があるからこそ出てくる指標であると思うので、それぞれその各地域で、それは森林にしろ、住宅にしろ、工業用地にしろ、それぞれで面積をどうしていくという以外に質的にどうしていきたいのかというのを恐らく整理されないと、その指標というのは

なかなか決まってこないかなというふうに思いますので、その質的にどうされていきたいのかという目標を幾つか掲げていただけると、指標もこういうのがいいんじゃないか、ああいうのがいいんじゃないかという議論もしやすくなるかなというふうに思いました。よろしくお願いします。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 中村計画推進課参事】 ありがとうございます。質としてどうしていきたいかというところが明確にならないと、質でどう追っていったらいいのかというところは、御指摘のとおりだと思います。

今、前に土地の利用区分ごと、9区分についての関連指標の例というのをお示しさせていただいております。緑色でお示ししたものは統計調査のものなんですけれども、青色の部分というのが、府が定めております個別の計画で盛り込まれているような指標とか目標になってございます。こちらについては、当然、府としてこうしていきますというような計画の中で目標値を定め、指標を定めということになっておりますので、そういったところは、府としての目標なり、方向性というのは計画の中で明確になっているかと思っておりますので、それを一緒になって追っていくというような形になろうかと思っております。

あと統計調査の部分につきましては、単純にこういう指標が出てまいりますというだけのものに今なっておりますので、そういうところにつきましては、それぞれ関連部局とも相談をしながら、その指標がどうなったら、どういう評価ができるよねというところは今後、検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【加我 会長】 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

どうぞ。

【石黒 委員】 石黒です。

今後、計画の進捗状況を計る上で、面積、単純に面積だけではなくて、それを補足する質的な観点を含めるといのは、すばらしく、すごく意欲的だなと思っております。その上で、さらにちょっと一歩進めることができなかなと思ったんですけれども、と言いますのも、その単純な面積が増えた、減っただけではなくて、質的にどういうふうに測定するかということを考える、その指標がある意味当然といえは当然なんですけれども、また、数値になっていると思うんですね。量的なものだけで計るのではなくって、どうやってクオリタティブにはかっていくかということ考えたときに、その数値だけではなくって、数値だけではこぼれ落ちてしまうものっていうのがすごくあるのではないかなと思っていまして、いろんな施策で取組みされる中で、実際はその目指す将来像にすごくぐっと近づいているのに、それがその数値に表れていないという部分もあるのではないかなと思っております。じゃあ、それをどうはかるのかというのはすごく難しいんですけれども、もう少しその手法として、例えば、ケーススタディーのような形で一定のエリアを取り上げて、その中でどんなグッドプラクティスがあったりとか、あるいはバッドプラクティスもあるかもしれないんですけれども、その地域の中で何が起こっていて、どういう施策を打って、どういうふうに今、効果を上げたのかということを深く分析するような、そういう手法もちょっと補足的に取り入れるということで、より実態というのが見えてきて、今後、何をすべきかという、その次につなげるためのそのPDCAをさらに回すことができるんじゃないかなと思いました。

以上です。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 中村計画推進課参事】 ありがとうございます。我々、どうしても計画というところを立てたときの進捗管理というところは、数値で追

わないとなかなか見える化もできないというようなところもあって、つついそうといった数値ということにこだわってしまっているんですけども、基本は計画に定めている面積目標というのがございまして、それを今回、質的指標でさらに補足しようというようなことで取り組ませていただいているんですけども、さらに一步踏み込んでというところがまだ、実は事務局のほうでも考えが至っていないところもあって、そういったおっしゃっていただいているような数値で表れないようなところをどう評価するかというところは、できる、できない含めて、一回事務局に持ち帰らせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【加我 会長】 第五次の大阪国土利用計画の策定の際にも、検証するに当たって、農地、住宅、工場、それらのケーススタディーを実施し、地区で起こっていることの検証を基に検討してきたと思います。今後、必要な場合にそういうことも検討をいただければと思います。

他に御意見、ございますでしょうか。

【内海 委員】 府議会の内海です。質問というよりも、要望的なことになりますけれども、こうやってP D C Aをしっかりと実施しながら、進捗を管理していくのは本当に大事なことだと思っております。実際に私の地元も物づくりのまちなんですけれども、やはり工業で見ますと、本当に事業所はかなり減ってきました、本社機能も2社がここ数年で他に移られていくという、そういう実態があります。その後の空き地とか、そういう問題もどうなるのかという心配もあります。やはり府内でも大阪市のほうは結構企業等もいろいろと盛んでありますけれども、府域全体の中でこの工業用地、事業所のこういうばらつきなんかも結構、経済状況もありまして、年々、変わっていくと思います。そういった中で、府内全域の実態調査というか、その辺のところもまたヒアリングも含めて、現場のそうし

た状況ももう一回聞いていただきまして、P D C Aサイクルでチェックできるようにしていただけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 中村計画推進課参事】 貴重な御意見、ありがとうございます。今の御意見を参考にまた検討を進めてまいりたいと思います。

【柴崎都市計画室長】 都市計画室長の柴崎でございます。お世話になります。

先ほどの石黒委員の御意見もそうですけれども、国土利用計画は、国土の土地利用のあり方について、基本は面積でやるというのが、この審議会での議論の中心だと思います。ただ、面積だけではわからない部分があるので、それは質的な部分も問われることが必要だと。基本的には、補完的にその質的な部分も捉えていこうということかと思います。

石黒委員のおっしゃった御意見や内海先生がおっしゃったようなお話、各部局の個別の施策にも直接、関わる部分でございまして、そこら辺が先ほども幹事からもできるか、できないかも含めて御検討させてくださいということになるかと思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

【加我 会長】 他に御意見、ございませんでしょうか。

そうでしたら、まず泰江委員。

【泰江 委員】 府議会議員の泰江と申します。

住宅地の考察についてお聞きしたいんですけれども、パワーポイントの11ページのグラフなんですけれども、建築時期別住宅戸数ということで、新耐震基準のものが増加と、旧耐震基準のものが減少ということなんですけれども、これはマンション等も入っているんですかね。こういうのも踏まえて面積が計算されているのかということと。

この建築時期不明というのが、これずっと増えているんですけども、これはなぜなんですか、お聞きしたいなと思っているんですけども。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 中村計画推進課参事】 この調査自体は、マンションも含んでおりますけれども、居住者に対して、いつごろ建った住居ですかというようなアンケートをとって統計が出ておまして、その中で、居住者の方が建築時期がわからなくなっていると、そこが一番下の緑色の部分で出てきてしまっているというような、そういう統計になってございます。あとのところは、皆さんのお答えで、それぞれ数値を入れているようなところでございます。よろしくお願いいたします。

【泰江 委員】 下の方はわかりましたけれども、これ住宅戸数にマンションが入っているということは、これから超高層マンションがたくさん出てきますと、やはりどうしても面積というのが増えていくのは、現状だと思うんですけども、そういう部分も踏まえて考えたらいいんですかね。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 中村計画推進課参事】 そうですね、基本、この戸数というところの中でマンションも入ってきて、それが超高層になってくると、この土地利用基本計画なり、国土利用計画というのは平面の土地の面積になってきますので、延べ床面積とはちょっとずれては来るんですけども、1つの指標としては、こういうのを活用できるかなというふうに考えておるところでございます。

【加我 会長】 ありがとうございます。

【滋野 委員】 質問ではなくて、意見・感想のようなものですが、最初のところ、将来像に対する総合的評価指標として、例えば大阪がにぎわいのある楽しいまちだと思っている全国の人々の割合等々が出て

いるんですが、主観的な調査のデータを使ってということが出ているわけですが、この将来像に対する総合的な評価としては、その後のいろいろ個別の質的評価で使われているデータなんかも合わせて総合的だと思いますので、主観的なデータだけが全ての総合的な評価とならないような指標の取り上げ方をした方がよいのではと思いました。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 中村計画推進課参事】 ありがとうございます。将来像を評価する指標ということで今、こういった府民意識なりを挙げさせていただいてまして、将来像は幅広くいろいろな要素を取り込んでいる中でということで、こういった指標を挙げさせていただいているんですけれども、ちょっと客観的な指標等も添えたほうがわかりよいかとか、いろいろあると思いますので、そういったところはまた事務局で検討できたらというふうに思っております。よろしく願いいたします。

【加我 会長】 説明のパワーポイントの3ページでそれぞれの将来像に対する府民意識を見ていくということと、17ページになります各土地利用等の統計調査、各計画指標等を踏まえた調査、これら全てを総合的に見て、全体としての総合的な評価をどのようにするかを検討できればと思います。

他に御意見、ございませんでしょうか。

ないようですので、今般、土地利用区分ごとの面積で検証していくということに加えて、各統計調査、またそれぞれ個別の市内計画指標等がございますので、そうしたものも含めて、将来像に対する総合的な評価指標も含め、大阪の土地利用を量的のみならず、質的に見ていく、検証していくということに対して、また皆さんからも随時御意見をいただきながら、進めていただけたらと思います。

他に御意見等ないようですので、本日、報告しました内容に対して、いただいた御意見につきましては、今後の評価方法に反映されるよう、事務局において、検討を進めさせます。

それでは、これをもちまして、平成29年度第1回大阪府国土利用計画審議会の審議は全て終了いたしました。

委員の皆様方には、円滑な議事の進行、また活発な御意見をいただき、御協力をいただきましたことを御礼申し上げます。ありがとうございました。

では事務局へお返しします。

7 閉会

【司会】 長時間にわたる御審議ありがとうございました。

本日の御審議、いただきました御意見を踏まえまして、大阪府におきまして必要な手続を進めてまいります。

以上をもちまして、平成29年度第1回大阪府国土利用計画審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午前 11時15分